



千葉県ビオトープ 推進マニュアル

— 共にはぐくむ人と生物の豊かさ —



千葉県環境生活部自然保護課

千葉県ビオトープ推進マニュアル
ー 共にはくくむ人と生物の豊かさ ー

目次

○はじめに

○マニュアル作成の背景・目的及び構成

1. マニュアル作成の背景
2. マニュアル作成の目的
3. マニュアルの構成

第1章 ビオトープとは 1

1. 本マニュアルでの「ビオトープ」の概念
2. ビオトープの確保を推進することの意義
3. ビオトープを増やすことの重要性
4. ビオトープを位置づける（守る・つくる）時はこのように考えよう
5. 守るビオトープ・つくるビオトープ（ビオトープのタイプ）

第2章 ビオトープのありか 14

1. 千葉県の自然特性
2. 千葉県の社会特性
3. 県土を分けた区域・サブ区域の設定
4. 各区域・サブ区域の主な特性

第3章 ビオトープの守り方（保持型） 49

1. 守り方の基本的な考え方
2. 県土4区域におけるビオトープの守り方
3. 立地タイプ別に見たビオトープの守り方

第4章 ビオトープのつくり方（復元型） 70

1. つくり方の基本的な考え方
2. 復元型ビオトープをつくる際に必要な情報と目標設定
3. すべての事業や取り組みにビオトープづくりを推進する

第5章 ビオトープの活用・維持管理 85

1. 活用・維持管理の基本的な考え方
2. 活用・維持管理手順
3. 活用・維持管理の方向性

自然環境の保持・復元のタイプは、それぞれ3つに分類されます。

I. 保持するタイプ

① 保存型



現在の自然の姿を、そのままの状態に維持していくこと。

例：天然記念物（海浜植物、食虫植物群落）等

② 保全型



人が利用しながらも、その自然の状態を保つこと。

例：谷津田の維持、雑木林の利用管理 等

③ 保護型



人為影響を排除しながら、変化する自然をあるがままに守ること。

例：立入制限区域、サンクチュアリ、社寺林 等

II. 復元するタイプ

④ 修復型



人手を加えることによって本来の自然に回復させること。

例：植生回復事業、廃田の再水田化 等

⑤ 再現型



裸地的状況の場所に本来の自然を復活させること。

例：都市再開発の自然園整備、水辺再生事業 等

⑥ 創出型



本来の自然状態にとらわれず、新しい自然をつくり出すこと。

例：埋立地での緑化整備、屋上緑化 等



口絵3 水系・流域区分図
(千葉県企画部水政課；1993 に加筆)



口絵4 地形分類図
(八木；1996 に加筆)



口絵5 種子植物から見た県内自然区の概念図
(能勢；1996)



口絵6 県区分図

(4) 区域・サブ区域の一覧

県土の地帯区分により設定した区域・サブ区域の一覧、設定図をそれぞれ以下の表2-5、図2-2、(口絵図3)に示しました。

表2-5 区域・サブ区域の一覧

区域		サブ区域	
コード	名称	コード	名称
I	北総区域	I-a	北総内陸区域
		I-b	銚子区域
II	京葉区域	II-a	京葉臨海区域
		II-b	京葉内陸区域
III	九十九里区域	III-a	九十九里臨海区域
		III-b	九十九里内陸区域
IV	南房総区域	IV-a	内房区域
		IV-b	外房区域

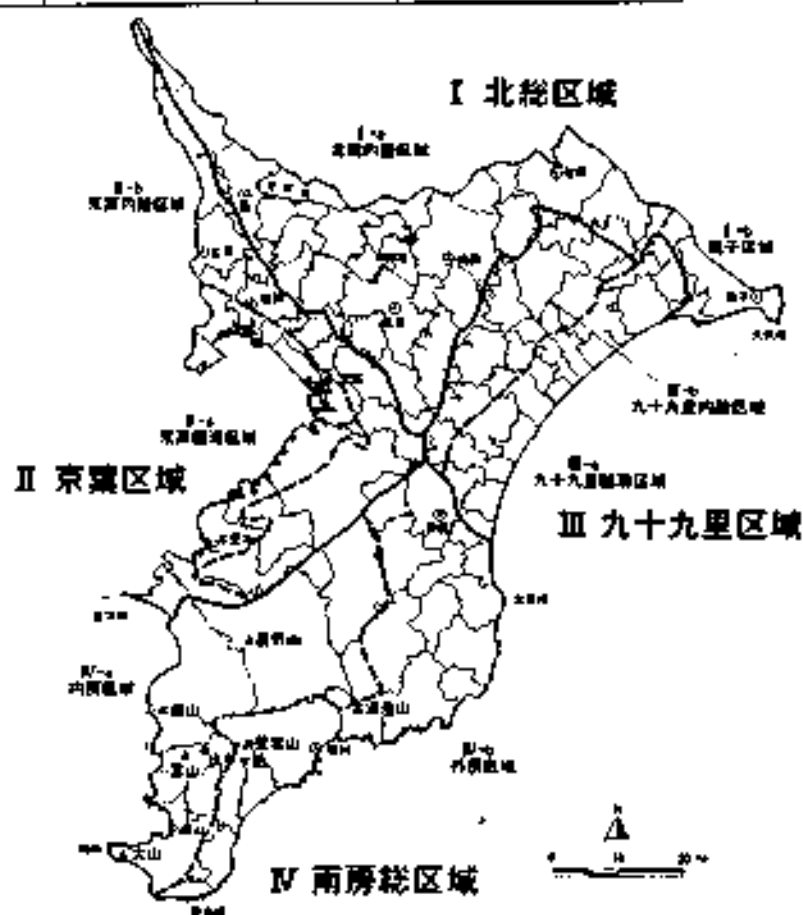


図2-2 千葉県ビオトープ区域図